



会社名 ア ジ ア 航 測 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 大槻 幸一郎
(コード番号 9233 東証第二部)
問合せ先 常務取締役経営管理本部副本部長
渡部 彰
(TEL. 044-969-7230)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 航空機による写真撮影、<u>撮像、</u>観測、<u>測定</u> (2) 測量 (3) <u>環境・地質・海洋・水産・地域情報・資源に関する調査・設計ならびにコンサルタント業務およびそれに付帯する工事の請負</u> (4) 土木・建築に関する計画・<u>設計・</u>監理および<u>コンサルタント業務ならびに施工管理</u> (5) 情報処理サービスおよびそれに付帯するデータベースの作成、販売ならびにソフトウェアの開発販売 (新 設) <u>(6) 測量・調査・設計・情報処理およびそれに付帯する工事に使用される機械・部品・設備・材料の製造、リースおよび販売</u> <u>(7) 労働者派遣事業</u> <u>(8) 不動産鑑定業</u> <u>(9) 前各号に付帯する一切の事業</u>	第1章 総 則 (目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 航空機、<u>人工衛星、車両等</u>による写真撮影、観測<u>および計測ならびに地理空間情報の取得、解析、活用および販売</u> (2) <現行どおり> (3) <u>環境、防災、地質、森林、海洋、大気、水産、地域情報および資源に関する調査、設計ならびにそれらに付帯する工事の請負</u> (4) 土木・建築に関する計画、<u>設計、</u>監理および<u>施工管理</u> (5) <現行どおり> <u>(6) 前各号に関するコンサルティング業務</u> <u>(7) 測量、調査、設計、情報処理およびそれらに付帯する工事に使用される機械、部品、設備ならびに材料の製造、リースならびに販売</u> <u>(8) <現行どおり></u> <u>(9) <現行どおり></u> <u>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>

第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>2,400</u>万株とする。 第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集する。臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権ある株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。 ②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。 (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,000</u>万株とする。 第3章 株主総会 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に<u>これを</u>招集する。臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権ある株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。 (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。 ②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する<u>時</u>までとする。 (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わること</u>ができる取締役の過半数が出席し、<u>その過</u>
---	---

行う。 (新 設) 第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条乃至第 30 条 <条文省略> (任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>とき</u>までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。 第 32 条乃至第 36 条 <条文省略> (新 設) 第 37 条乃至第 41 条 <条文省略>	半数をもって行う。 <u>(社外取締役の責任免除)</u> 第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条乃至第 31 条 <現行どおり> (任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の<u>時</u>までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。 第 33 条乃至第 37 条 <現行どおり> <u>(社外監査役の責任免除)</u> 第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 39 条乃至第 43 条 <現行どおり>
---	--

3. 日程

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 23 年 11 月 11 日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成 23 年 12 月 20 日 (予定) |
| (3) 効力発生日 | 平成 23 年 12 月 20 日 (予定) |

以 上